



議案第六十四号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部改正について

次のとおり公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年六月廿一日

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

公営三朝ユースホテル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホテル使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「使用者は、」の下に「過度の」を加える。

別表一を次のように改める。

別表一（第四条関係）

区分	単価	一人につき		備考
		金額	摘要	
宿泊料	一泊	一、三〇〇円	中学生以下（六才未満の者を除く） 高校生以上	1. 暖房料は、十一月一日から三月三十一日までとする。
朝食料	一食	五〇〇円以内		2. 集会室の暖房料は、一人五〇
夕食料	一食	一、五〇〇円以内		



附 則

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。ただし、昭和五十四年六月三十日の宿泊者については、なお従前の例による。

暖房料	一泊	一五〇円		
集会室使用料	一日	三〇円		
スリッパ、ピキングシート 使用料	三泊以内	二〇〇円		
自炊料	一回	五〇円		
昼食料	一食	五〇円以内		円とする。